様式第４号（第７条関係）

舟橋村不育治療費助成金不交付決定通知書

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　様

舟橋村長

　　　　年　　月　　日付けで申請のありました舟橋村不育治療費助成金交付事業実施要綱による不育治療費助成金については、審査の結果対象外と決定したので通知します。

却　下　理　由

※この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、舟橋村長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）